

各 位

会 社 名 株式会社芝浦電子

代 表 者 名 代表取締役社長社長執行役員 葛西 晃

(コード番号 6957 東証スタンダード市場)

問 合 せ 先 執行役員経営管理部長

星ノ谷 行秀

電 話 番 号 048-615-4000

(変更) 2025年5月21日付「YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(留保)のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

当社が 2025 年 5 月 21 日付で公表いたしました「YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(留保)のお知らせ」(その後の変更及び訂正を含みます。)について、一部変更すべき事項がありました(以下「本変更」といいます。)ので、下記のとおりお知らせいたします。

YAGEO Electronics Japan 合同会社(以下「YAGEO Electronics Japan」といいます。)の完全親会社である YAGEO Corporation による金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第 30 条第 1 項第 4 号に基づく要請により、当社が 2025 年 9 月 3 目付で公表した「(訂正)公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正並びに買付条件等の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、YAGEO Electronics Japan が外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます。)第 27 条第 1 項に従い 2025 年 8 月 27 日に行った三度目の届出(以下「第三対内直接投資」といいます。)について、2025 年 9 月 2 目付で法定の待機期間が短縮され、2025 年 9 月 3 日より YAGEO Electronics Japan による当社株式の取得が可能となったことに伴い、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って YAGEO 公開買付けの買付け等の期間(以下「YAGEO 公開買付期間」といいます。)を当該訂正届出書の提出日である 2025 年 9 月 3 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2025 年 9 月 18 日まで延長し、YAGEO 公開買付期間を 92 営業日に延長することとなったとのことです。本変更は、上記決定に伴い、生じたものとなります。なお、変更箇所には下線を付しております。

当社は、今後、特別委員会とも協議の上、引き続き YAGEO 公開買付け及びミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けについて真摯に検討を行い、決定事項があれば当社の株主の皆様に速やかにお知らせいたします。

記

- 3. YAGEO 公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
- (2) YAGEO 公開買付けに関する意見の根拠及び理由

(訂正前)

<前略>

2025年8月21日、YAGEO Electronics Japan は、①本ミネベアミツミ買付条件変更、②当社が2025年8月14日付で公表した「(変更)2025年5月1日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において、当社の取締役会が、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議

したこと及び 2025 年 8 月 21 日現在において YAGEO 公開買付けに対する意見の表明を留保することについて変更がないこと、③前記のとおり、2025 年 6 月 18 日に東京、同年 7 月 17 日及び 18 日に台北にて面談を実施したことに加え、2025 年 8 月 19 日に当社のマネジメントチームが YAGEO の高雄にある MLCC 及び抵抗器製造施設を訪問し、相互の業務理解が進んだこと、並びに④市況状況等を総合的に勘案し、YAGEO 公開買付価格を 6,200 円から 6,635 円に変更することとし、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って YAGEO 公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2025 年 8 月 21 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2025 年 9 月 4 日まで延長することを決定したとのことです。

2025 年8月23日、YAGEO Electronics Japan は、当社株式の市場株価その他市況状況等を総合的に勘案し、YAGEO 公開買付価格を6,635円から7,130円に変更することとし、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴ってYAGEO 公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年8月25日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年9月8日まで延長することを決定したとのことです。

また、YAGEO Electronics Japan によれば、2025 年8月27日、YAGEO Electronics Japan が外為法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出につき、YAGEO Electronics Japan と関連当局との協議が整ったとのことです。YAGEO Electronics Japan は、関連当局から提示された条件を前提としたYAGEO 公開買付けによる株式取得に係る承認を得るため、2025年8月27日付で2025年6月2日に行った届出を取り下げ、同日付で外為法第27条第1項に従い、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣へ、上記提示された条件付きで三度目の届出(以下「第三対内直接投資届出」といいます。)を行い、同日付で受理されたとのことです。今後、第三対内直接投資届出に基づき、関連当局による承認に向けた審査がなされるとのことです。これに伴い、YAGEO Electronics Japan は、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴ってYAGEO 公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年8月27日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年9月10日まで延長することとなったとのことです。

YAGEO Electronics Japan は、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、遅くとも 2025 年 9 月 10 日までに YAGEO 公開買付けによる株式取得に係る承認を取得できると見込んでいるとのことです。

(訂正後)

<前略>

2025年8月21日、YAGEO Electronics Japan は、①本ミネベアミツミ買付条件変更、②当社が2025年8月14日付で公表した「(変更)2025年5月1日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において、当社の取締役会が、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したこと及び2025年8月21日現在においてYAGEO公開買付けに対する意見の表明を留保することについて変更がないこと、③前記のとおり、2025年6月18日に東京、同年7月17日及び18日に台北にて面談を実施したことに加え、2025年8月19日に当社のマネジメントチームがYAGEOの高雄にあるMLCC及び抵抗器製造施設を訪問し、相互の業務理解が進んだこと、並びに④市況状況等を総合的に勘案し、YAGEO公開買付価格を6,200円から6,635円に変更することとし、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴ってYAGEO公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年8月21日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年9月4日まで延長することを決定したとのことです。

2025年8月23日、YAGEO Electronics Japan は、当社株式の市場株価その他市況状況等を総合的に勘案し、YAGEO 公開買付価格を6,635円から7,130円に変更することとし、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴ってYAGEO 公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年8月25日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年9月8日まで延長することを決定したとのことです。

また、YAGEO Electronics Japan によれば、2025年8月27日、YAGEO Electronics Japan が外為法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出につき、YAGEO Electronics Japan と関連当局との協議

が整ったとのことです。YAGEO Electronics Japan は、関連当局から提示された条件を前提とした YAGEO 公開買付けによる株式取得に係る承認を得るため、2025年8月27日付で2025年6月2日に行った届出を取り下げ、同日付で外為法第27条第1項に従い、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣へ、上記提示された条件付きで三度目の届出(以下「第三対内直接投資届出」といいます。)を行い、同日付で受理されたとのことです。今後、第三対内直接投資届出に基づき、関連当局による承認に向けた審査がなされるとのことです。これに伴い、YAGEO Electronics Japan は、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴ってYAGEO 公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年8月27日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年9月10日まで延長することとなったとのことです。

その後、第三対内直接投資届出に関し、2025 年9月2日付で法定の待機期間が短縮され、2025 年9月3日より YAGEO Electronics Japan による当社株式の取得が可能となったことに伴い、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って YAGEO 公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2025 年9月3日より起算して10 営業日を経過した日にあたる 2025 年9月18日まで延長することとなったとのことです。

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、YAGEO 公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず YAGEO 公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(若しくはその一部)又はその配布の事実が YAGEO 公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」又はこれらと同様の表現等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。こうした表現は、米国 1933 年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第 27 A条及び米国 1934 年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下「米国証券取引所法」といいます。)第 21 E条で定義された「将来に関する記述」に該当し、このプレスリリースの記載には、かかる「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリースの「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

YAGEO 公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続 及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国証券取引所法第13 条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項の下で定 められた規則はYAGEO公開買付けには適用されないため、YAGEO公開買付けはこれらの手続及び基準に必ずしも沿ったものではありませ ん。さらに、このプレスリリースに含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではな く、米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び当社は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は 一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性がありま す。また、株主は、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を 開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認め られるとは限りません。YAGEO 公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしま す。YAGEO 公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が 存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。公開買付者、公開買付者の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付 代理人(これらの関連会社を含みます。)は、米国証券取引所法規則 14e-5(b)、適用される日本の法規制及びその他適用ある法令上 許容される範囲で、YAGEO 公開買付け以外の方法で当社株式の買付けを行う可能性があります。そのような買付けは金融商品市場取引 を通じた市場価格、若しくは金融商品市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報 が日本で開示された場合には、かかる情報は米国においても同様の方法で開示が行われ、当該買付けを行なった者の英文のウェブサイ ト上にも掲載されるものとします。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。YAGEO 公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。このプレスリリースは、その発表、発行又は配布が適用される法規制に違反することとなるいかなる法域に対しても、その全部又は一部を問わず、発表、発行又は配布を行うものではありません。